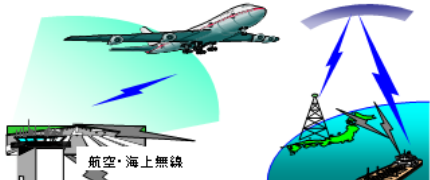
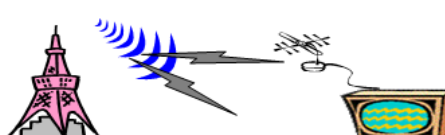
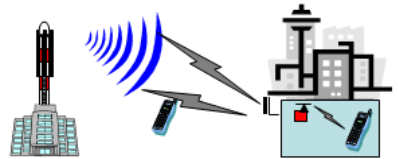
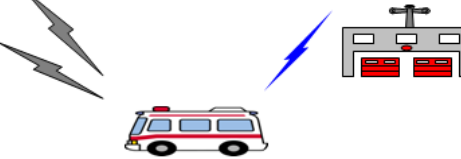


## 1 混信妨害等の申告概況

- 平成19年度の申告件数は353件で内訳は以下のとおり(括弧内は全体に占める割合)。
  - 航空無線、船舶無線や携帯電話など重要な無線通信に関する申告72件(20%)。
  - タクシー無線やテレビなど一般の無線通信に関する申告247件(70%)。
  - パソコンやオーディオ機器など電子機器に関する申告34件(10%)
- 申告のあった353件への措置状況は以下のとおり。
  - 調査・対策指導により解消したもの 141件。
  - 調査中に自然消滅したもの 112件。
  - 現在調査中のもの 99件。
  - その他 1件。

### 【重要な無線通信への混信・妨害のイメージ】

<p><b>航空／海上無線通信システムへの混信・妨害</b></p>  <p>航空・海上無線</p> <p>人や物資の安全輸送に重大な支障を及ぼす(衝突事故等の非常事態に至る恐れ)</p>	<p><b>放送中継局への混信・妨害</b></p>  <p>放送エリア内の全ての受信世帯で画像、音声が乱れる(避難情報等の緊急放送が伝わらない恐れ)</p>
<p><b>携帯電話中継システムへの混信・妨害</b></p>  <p>ビルの地下街に設置された不法携帯電話中継装置等からの妨害電波により、特定エリアで通信不通になる(警察署、消防署への緊急通報等が行えない恐れ)</p>	<p><b>消防／防災無線への混信・妨害</b></p>  <p>病院等との連絡が取れず救急・救命活動に重大な支障を及ぼす(病院搬送の遅れから致死に至る恐れ)</p>

## 2 不法無線局の取締り状況

- 平成19年度の共同取締りの摘発局数は87局で内訳は以下のとおり。
    - 不法アマチュア無線22局。
    - 不法パーソナル無線25局。
    - 不法市民ラジオ2局。
    - 再免許を受けず免許が失効した漁業用船舶局など38局。
- (参考)不法無線局はテレビ、ラジオへの受信障害、携帯電話等への妨害を発生させる恐れがあり、警察署、海上保安部と共同取締りを実施。

### 【警察署との共同取締り】



### 【海上保安部との共同取締り】



### 3 電波利用ルール等の周知・啓発

- 不法無線局等による混信その他妨害から電波利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を図るため、電波利用に関する周知・啓発活動を実施。
  - 市民への周知・啓発として6月と10月にテレビ広告、街頭キャンペーン等を実施。
  - 不法無線機器が出回らないよう家電量販店、ディスカウント店等へ周知、指導。
  - 電波法への適合が疑わしい無線機器の大半は、ワイヤレスの音響・映像用途のものであり、他にワイヤレスベビーモニター等も確認。